

総務 行政改革大綱の改訂を受け職員定数を改正

議案第七号
職員定数条例の一部改正

（提案理由） 野田市行政改革大綱の改訂を受けて職員定数について改正するとともに、平成二十七年三月三十一日までの間の職員の定数の特例措置を設けようとするもの。

■委員 市長部局、教育委員会、水道部等の人員をどのような方法で減らし、この条例案の定数に変えていくと考えているのか。

□当局 それぞれの部局の人数については、全体での定数管理を考えており、平成二十七年四月一日の水道部の二十七人、教育委員会の一二人という数字は決定した数字ということではない。あくまで一〇三〇人という目標があつて、その中の人数についてはこの経過措置の人数の中でやりくりをしながら一〇三〇人にしていくということで、二十七年四月一日時点で各部署の人数がこの数字でなければならぬとは考えていない。職員の削減方法については、保育士等は、指定管

理者制度の導入を進めていきたいと思っており、技能労務職は基本的には退職不補充による業務委託を進めていきたいと思っている。一般事務職等は、電算の利用等あるいは事務の委託と事務の効率化を図りながら人員を削減していきたい。

■委員 二十七年には条例案の職員数になるのか。

□当局 二十七年三月の経過措置が終わる時点で、この数字と違う結果になればその時点で条例の改正を考えたい。

■委員 文化会館舞台技師などの専門職を事務職に職種変換をするとのことだが、そのような場合民間では給料を少し優遇し職種変換を促すことがあるが、どのような配慮をされるのか。

□当局 給料の優遇は考えていない。市役所の仕事は多種多様であり、舞台技師の一人については一般事務職になっても十分対応できると考えている。四十代の舞台技師については、今までの仕事の経験を生かせるような形で考えている。

◆本会議・賛成多数で可決

議案第十二号
国民健康保険税条例の一部改正

（提案理由） 近年の保険給付費等の増加に伴い、平成二十一年度の国民健康保険事業運営の対応として税率等を改定しようとするもの。

■委員 税率改定後の一人当たりと一世帯当たりの調定額は。

□当局 一人当たりの調定額は九万一千四十三円、一世帯当たりの調定額は十七万四〇一〇円となる。

■委員 二人住まいで年間所得が百万円、二百万円、三百万円のそれぞれ資産税なし、資産税七万円の世帯ではこれまでと比べてどのくらい上がるのか。

□当局 所得が百万円の世帯で資産税なしの世帯は一五五〇〇円、資産税七万円の世帯は五二〇〇円、二百万円の世帯で資産税なしの世帯は一万三千百円、資産税七万円の世帯は七八〇〇円、三百万円の世帯で資産税なしの世帯は二万五七〇〇円、資産税七万円の世帯は四〇〇〇円の上昇となる。

■委員 近隣各市の一人当たりの調定額は。

□当局 近隣五市の状況は松戸市が十万一六五八円、柏市が八万四八八三元、流山市が九万五六四八円、我孫子市が十万三三九五円、鎌ヶ谷市が九万一〇三四円である。

■委員 国保運営協議会の開催回数とそこで行われた税率改定についての議論は。

□当局 年間で五回開催し、そのうち三回ほど税率改定の議論をし、改定案に対して応益・応能割合や一般会計からの繰り入れ等の議論がされた。

■委員 最近の収納率の状況と国保の世帯数は。

□当局 収納率は一月末の実績で現年分は六七・八五％で前年度比マイナスイ・八二％、滞納繰越分は一四・五二％で前年度比マイナス〇・八二％である。国保の加入世帯数は一月末で二万六五九五世帯である。

■委員 資産割の対象となる土地及び家屋とは居住部分なのか。

□当局 課税される全ての土地、家屋が対象となる。

◆本会議・賛成多数で可決

環境経済 保険給付費等の増で国保税率等を改定

指定管理者として「こどもの森」を指定

文教福祉

議案第十六号
市立清水保育所の指定
管理者の指定

【提案理由】 野田市立清水保育所の指定管理者として、「株式会社こどもの森」を指定しようとするもの。

■委員 選定委員会には保育の専門家を入れることが重要だと思う。専門家の知見を必要としたとき、外部の意見が聞けるとしているが、今回初めての事業者ということ、特に外部委員や保育の専門家を入れる考えはなかったのか。

□当局 今回の選定委員会は、専門分野を代表し知識を有する市の職員七人に保護者の代表三人を加えた十人で構成している。基本的にはこの委員構成により、公正で適正な審査ができると考えている。第三者については、会議の中で選定委員会が必要と判断した場合に専門家の意見を聞くことができるもので、今回はその必要はな

く十分審査できると判断し十人の委員で対応したものである。

■委員 初めての事業者



清水保育所

で五年の指定期間にした理由は。
□当局 指定管理者の指定期間は、市の方針として保育所に限らず五年間で進めている。
■委員 保護者アンケートでは実際に現場を見たいという声があったとのことだが、それは保護者が不安に思いそのような声になったと思う。なぜ写真等の資料になってしまったのか。
□当局 委員全員が現場に行くことは時間的な問題もありなかなか難しく、写真等の資料に代えてはどうかという提案が了承され、それにより十分審査できたと考えている。

◆本会議・賛成多数で可決

建設 事業の進捗状況により繰越明許費を補正

議案第三十一号
平成二十年度下水道事業特別会計補正予算
(第三号)

【提案理由】 歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ二千四百二十万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六十三億七百五十二万四千円にしようとするもの。

■委員 事業が繰越明許となった理由は。

□当局 南部四号幹線築造工事その三は南部地区の浸水解消を目的に梅郷西駅前線下に雨水管を敷設するもので、現在、その二、その三という二つの工事を行っている。今回、その二工事において、当初都市計画道路予定地内に雨水管を敷設する予定であったが、一部について承諾が得られなかった部分が発生し、一部線形の修正等の見直し作業を行った。そのため工事着手が遅れ、その三工事と接続するマンホールの完成が年度末ぎりぎりになり、後から接続するその三工事の年度内

完成が困難になったものである。

梅郷二号幹線築造工事(二工区)は、野田梅郷団地へ污水管を敷設するものであるが、当該工事箇所、ガス、水道、雑配水管が当初の調査よりかなり複雑に埋設されていたため、マンホールの位置の変更等が生じ、污水管敷設作業の効率が低下する状況となり、工程が予想以上に延びたために年度内完成が難しくなったものである。

■委員 梅郷二号幹線は二十三年度末に接続することになっていると思うが県との調整は。

□当局 市としては、二十三年度末に向けて事業計画を立てており、今のところその計画どおりに進めて行こうと考えている。県の野田幹線の本線部分は、今回の事業に着手するに当たり、県の流域下水道事務所、県下水道課に、野田市として二十三年度までに上流側を整備することを伝え、県も市に合わせた形で事業を進めて行くという形になっている。

◆本会議・全会一致で可決